

春日部市保育所条例の一部を改正する条例

春日部市保育所条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前															
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する<u>保育を必要とする</u>児童を入所させて保育するため、保育所を設置する。</p> <p>(名称、位置及び定員)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する<u>保育に欠ける</u>児童を入所させて保育するため、保育所を設置する。</p> <p>(名称、位置及び定員)</p>															
<p>第2条</p> <table border="1" data-bbox="183 878 743 1240"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市立武里南保育所</td> <td>春日部市大枝89番地9街区16棟</td> <td>160人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	入所定員	春日部市立武里南保育所	春日部市大枝89番地9街区16棟	160人	<p>第2条</p> <table border="1" data-bbox="845 878 1406 1240"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>入所定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日部市立第1保育所</td> <td>春日部市大枝89番地7街区3棟 春日部市大枝89番地7街区4棟</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>春日部市立第2保育所</td> <td>春日部市大枝89番地7街区3棟</td> <td>70人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	入所定員	春日部市立第1保育所	春日部市大枝89番地7街区3棟 春日部市大枝89番地7街区4棟	90人	春日部市立第2保育所	春日部市大枝89番地7街区3棟	70人
名称	位置	入所定員														
春日部市立武里南保育所	春日部市大枝89番地9街区16棟	160人														
名称	位置	入所定員														
春日部市立第1保育所	春日部市大枝89番地7街区3棟 春日部市大枝89番地7街区4棟	90人														
春日部市立第2保育所	春日部市大枝89番地7街区3棟	70人														
<p>(入所児童)</p> <p>第4条 保育所に入所できる児童は、<u>保育を必要とする</u>小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、<u>保育を必要とする</u>その他の児童を入所させることができる。</p>	<p>(入所児童)</p> <p>第4条 保育所に入所できる児童は、<u>保育に欠ける</u>小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、<u>保育に欠ける</u>その他の児童を入所させることができる。</p>															
<p>(利用者負担額)</p> <p>第7条の2 支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号に規定する当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 利用者負担額は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の政令で定める額を限度として、規則で定める額とする。</p>																

(利用者負担額の減免)

第7条の3 市長は、必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第4条の改正規定並びに第7条の次に2条を加える改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日

(2) 次項の規定 平成27年4月6日

(春日部市健康福祉センター条例の一部改正)

2 春日部市健康福祉センター条例(平成17年条例第109号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項(以下「改正前の項」という。)に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。

改正後	改正前
附 則	附 則 (休所日の特例) 3 平成26年3月29日から平成27年4月5日までの間、デイサービスセンターの施設の一部については、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開所することができる。 (健康学習室等の使用の許可の特例) 4 平成26年3月29日から平成27年4月5日までの間の健康学習室及び研修室の使用に係る第10条の規定については、これを適用しない。